



Q 交通事故の損害賠償額には保険会社相場と裁判所相場があると聞きました。何か納得できないような気がするのですが。

A おっしゃる通り、交通事故の損害賠償額には保険会社相場と裁判所相場があります。ドライバーや車両保有者の多くは保険に入っています。事故の発生を保険会社に連絡しますと、補償交渉の必要なケースについて保険会社関係者が被害者との交渉に入ります。この交渉に際して保険会社が設けている支払額基準が保険会社相場といわれるものです。

この交渉が行き詰まると裁判ということになり、その裁判の判決の中や裁判上の話し合いの場で裁判所が示す支払額基準が裁判所相場です。

この両者の実情は、おおむねこのあたりだろうと推測してみます。例えば第一級の後遺障害がある場合の慰謝料は保険会社相場で1050万円、裁判所相場で2400万円。葬儀費は保険会社相場で55万円、裁判所

相場で120万円。入院中の諸経費は保険会社相場で1日につき800円、裁判所相場で1300円というような具合です。

手間と費用をかけ、おそくは弁護士費用の支払いも覚悟してまで裁判を起こす人には高額な補償がされて当然という考えもあるようですが、それはやはり不合理です。裁判所が示す基準というのは、皆さんが守るルールはこれです。と社会一般に公表する司法判断です。泥棒に入られ、100万円相当の被害を受けた人が補償されるべき

事故の損害賠償

出し渋る保険会社

金額は100万円です。裁判外なら70万円、裁判なら100万円などはたれも言いません。

人身事故の被害者で裁判を起こす人は100人に1人もいません。ということは、現実の被害補償のほとんどが裁判所の基準を大幅に下回るペースで行われているということです。市民生活に密着した法律問題で裁判所の判断がこれほど堂々と無視されている例を私は知りません。裁判所は保険会社のこの低額支払いをどう考えているのでしょうか。

どうしても保険会社が裁判所相場の3分の2以下しか支払わない、というのなら、裁判所相場の方を現状から割アップしてほしい、といたくなりませぬ。

(弁護士・高山俊吉)

保険会社相場と裁判所相場